

施設内喫煙行為に関する件

通報内容	本件は、X校においてA副校長が学校敷地内で喫煙をしていることについて証拠資料を提出するとともに、令和6年9月に同様の通報をY学校教育事務所教育総務課・Y学校教育事務所指導主事室に行ったが令和6年10月時点では大きな動きは見られていない、とする通報である。
委員の対応・不対応の判断及びその理由	<p>1 A副校長の学校敷地内及び勤務時間中の喫煙について</p> <p>(1) 学校敷地内及び勤務時間中の喫煙に関する法令等について</p> <p>まず、学校敷地内での喫煙については、令和元年7月1日の改正健康増進法一部施行により、学校施設内は禁止かつ学校敷地内は原則禁止とされている。</p> <p>次に、横浜市職員の勤務時間中の喫煙については、副市長通知「職員の勤務時間中の喫煙について（通知）」（令和元年10月25日総職健第679号。以下「副市長通知」という。）において「令和2年4月1日から、勤務時間中（休憩時間は除く）は喫煙しないこととします。」としており、このことについて、「教職員の勤務時間中の喫煙について（通知）」（令和元年11月8日付教育長通知教労第1397号）にて市内の学校に対して周知をしている。また、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」、横浜市立学校教職員服務規程（平成19年3月30日教委達第6号）第14条「教職員は、勤務時間中みだりに勤務場所を離れてはならない。」との規定に抵触するおそれがある。</p> <p>(2) A副校長へのヒアリング結果</p> <p>後述する「3」にもあるとおり、本通報と同じ内容の通報を受けたY学校教育事務所の依頼に基づくC校長からの事実確認に対してA副校長が否認し続けたため、本通報に係る調査指示により令和6年11月に教育委員会事務局教職員人事課がA副校長に証拠を提示して喫煙の事実について確認したところ、当該通報の証拠に示された日時以降、屋内特定場所内で喫煙をしたことを認めた。また、この日以前にも、約2年前から勤務中に1か月に1日程度の頻度で、1回あたり1本、1～2分程度の喫煙行為を行っていたことを認めた。</p> <p>副市長通知は知らなかつたが、勤務時間中に喫煙してはいけないという意識は持っていたとのことである。</p> <p>2 管理監督者の指導状況</p> <p>A副校長は、令和3年度から令和6年度までX校に在籍していたところ、当該期間中に校長は2度交代している。令和3年度の校長は既に退職しているため本件調査の対象外とし、令和4～5年度在籍のB前校長と、令和6年度在籍のC校長が調査対象となった。</p> <p>(1) B前校長</p> <p>A副校長が喫煙者であることは把握していたが、学校敷地内及び勤務時間中の喫煙については事実を把握していなかった。令和4年度にはA副校長の学校敷地内喫煙に関する他職員からの相談、令和5年度にはA副校長のたばこ臭に関するY学校教育事務所への通報があり、それぞれの際にA副校長本人に確認したが否定されたため、喫煙の事実確認に至らなかつた。令和5年度中に、教職員組合から、A副校長が屋内特定場所から出てきた時にたばこの臭いがするとの話があったため、A副校長に対して屋内特定場所への出入りは誤解を招くため屋内特定場所に行かないように指導した。</p> <p>(2) C校長</p> <p>A副校長に対する指導状況のヒアリングに対してはC校長自身による指導実績について回答がなく、自身の前任であるB前校長の指導状況を説明するにとどまっている。B前校長の在任時にA副校長の喫煙に関する相談があった事実を把握していたにも関わらず、A副校長の学校敷地内及び勤務時間中の喫煙について確認をしていなかつた。</p>

3 Y学校教育事務所が受けた同様の通報への対応について

A副校長の喫煙に関してY学校教育事務所は2回通報を受けている。1回目は、令和5年6月に受け付けており、A副校長からたばこ臭がするため、後を付けたところ、機械室に入していくところを見たとするものである。2回目は、令和6年9月に、A副校長の喫煙に関する書面と証拠映像が保存されたDVDを郵送で受けたものであり、これは、本通報に「令和6年9月に同通報をY学校教育事務所教育総務課・Y学校教育事務所指導主事室に行った」とあることから、本通報と同じ内容のものであると思料される。

1回目の通報に対しては、Y学校教育事務所の依頼により、B前校長からA副校長に事実確認を行ったところ、A副校長は否定し、B前校長が喫煙のルールに気を付けるように指導して対応を終了している。2回目の通報に対しては、Y学校教育事務所の依頼により、C校長から9月、10月、11月の3度にわたってA副校長に証拠映像を見せずに事実確認を行ったが、A副校長は喫煙を認めず、Y学校教育事務所の調査では事実確認に至らなかった。

その後、本通報に係る調査指示により、11月に教育委員会事務局教職員人事課が証拠映像を見せた上でヒアリングを実施したところ、A副校長が喫煙の事実を認めるに至った。

4 まとめ

(1) A副校長の喫煙行為について

調査の結果、A副校長は、約2年前から学校敷地内において、勤務時間中に喫煙行為を繰り返していたことを認めるに至った。

A副校長は、副市長通知は知らなかつたものの、勤務時間中の学校敷地内における喫煙は認められないという認識はあり、また、令和4年度以降、B前校長、C校長により、喫煙、たばこ臭について、複数回指導を受けている。

しかしながら、A副校長が認めたのは「証拠映像」という明確な証拠を示されたからであり、C校長による令和6年9月、10月、11月の三度にわたるヒアリングには一貫して、喫煙を認めることがなかつた（令和4年度及び5年度にB前校長が事実確認した際も否認している）。

仮に本通報に「証拠映像」が添付されていなければ、A副校長が喫煙していた事実を認めた可能性は低かつたと判断せざるを得ない。逆に言えば、通報者は「証拠映像」を示さなければ通常の通報及び指導ではA副校長の行動は改まらないと認識したからこそ、屋内特定場所にやむなくカメラを設置し、記録するに至つたものである。

一連の経過を考えると、A副校長の態度は喫煙という自己の欲求を優先し、複数回に渡る指導（その基となつた複数回の教職員の相談）を全く考慮しない、身勝手なものと判断せざるを得ない。

喫煙行為はもとより、それを認めるに至るまでの態度についても、地方公務員として法令及び上司の命令に従う義務を反する行為を続けたことについては、教職員の範となるべき副校長の役割を認識していなかつたと考えざるを得ず、強く非難をせざるを得ない。

それらが、地方公務員法及び健康増進法等の一連の法令違反に反した行為であることは言うまでもなく、改めて、強く反省を求めるものである。

(2) 校長の指導について

B前校長は、職員からの訴えやY学校教育事務所からの連絡により、A副校長に勤務時間中の喫煙行為の疑いがあることを認識していたにも関わらず、A副校長が否認したことを持って、一般的な指導に留めている。

A副校長が否認し続けたという事情はあるものの、令和4年度には職員から相談があり、令和5年6月にはY学校教育事務所から喫煙の有無の確認を依頼され、同年9月～10月には教職員組合を通じて訴えを受けている。

その様に繰り返し同一人物の喫煙行為について指摘を受けているのであれば、B前校長は管理監督者としてA副校長の行動を注意深く観察する、あるいは観察しているそぶりを

見せることによって、事実確認まで至らないとしても、A副校長の反省や行動変容を促すことができたのであり、結果として、B前校長の消極的な指導姿勢がA副校長の長期間にわたる喫煙行為を助長した面があると指摘せざるを得ない。

後任のC校長も、B前校長の在任時からA副校長の喫煙が疑われるとの指摘があった経緯を承知していたにも関わらず、本通報に基づく事実確認が行われるまでA副校長の喫煙実態を把握し、解決しようという姿勢を見せていない。

本通報と同様の証拠映像がY学校教育事務所に届き、A副校長の校内喫煙の事実を把握するに至ったが、A副校長が否定したため、A副校長から直接言質を得るに至らなかった。

証拠映像を見せることなく認めてもらうように促す難しさはあったとしても、教育委員会事務局として証拠映像により喫煙行為を把握していたのであれば、C校長の事実究明に対する態度は消極的と言わざるを得ない。

「未然防止もそうだし、事実認定の働きかけが足りなかった」と本人が認めるとおり、積極的に問題解決の姿勢を見せていたと評価することはできず、教職員の相談を受け止め、問題解決の責任を担うべき学校長として職責を果たしていたのか、A副校長と同様に反省を求みたい。

(3) Y学校教育事務所の問題解決に対する姿勢について

Y学校教育事務所は、令和5年6月の時点でA副校長の喫煙について、電話相談を受けている。電話相談で、Y学校教育事務所は「校内で相談できない」「A副校長のたばこの臭いが辛い」「なぜこんなに臭うのか」と事情を聞いたものの、事実の解明に至らなかつたため、喫煙について、改めてルールなど気を付けるように指導し、対応を終了している。

さらには、1年以上経過した令和6年9月には本通報と同じ「証拠映像」の入っているDVDを受領し、A副校長が喫煙している明確な証拠を掴むにいたった。

それにもかかわらず、C校長による3度にわたるヒアリングに対し、A副校長が否認し続けたため、「職員の誰かが隠し撮りをしていたことが伝わる」ことを理由に、A副校長に証拠映像があることを示さず、事実を認めさせるに至らなかつた。

しかしながら、客観的証拠の存在を示さないことによって、A副校長の非違行為を黙認することになって良いのかという点について真摯に比較考量した形跡は伺うことはできない。結果として、同一の証拠映像は当委員会に内部通報という形で提供されたのであり、むしろ、「Y学校教育事務所は、内部通報をしても積極的に問題解決に動こうとしない」と通報者に不信感を与えた恐れすらある。

事実、本件通報の末尾に「Y学校教育事務所に令和6年9月に通報したが、10月時点での大きな動きは見られていない」と書かれている様に、A副校長の喫煙問題に対し、通報者は、Y学校教育事務所が問題を積極的に解決しようとしていると評価しているとは考えにくい。

令和5年度以降、同様の通報を複数回受けているのであれば、一連の経緯について、もう少し積極的に事実関係を把握する姿勢があつても良かったのではないかと反省を求めたい。

(4) 本件報告書提出に至るまでの教育委員会事務局の姿勢について

本件通報は、令和6年11月に調査を指示し、令和7年2月には関係者へのヒアリングを終えている。

しかしながら、最終的な報告書の提出は、令和7年9月まで掛かっており、その間、調査結果報告書に必要な事実関係の確認、やり取りに9回要している。

横浜市内には、505の市立学校があり、それぞれの学校における大小の事件に対して通報等があれば、その都度、それらに関わらざるを得ず、重要度の高い事件から優先的に人的資源が割かれることはやむを得ない面がある。

そのような事情は斟酌するとしても、通報から本調査結果報告書の提出に至るまで約1年が経過していることをそのまま看過することは難しい。

	<p>仮に、教育委員会事務局が、本通報を基に人事的措置のような指導を行うなどの局内業務を優先したのだとしても、内部通報への対応報告を事後にすることを正当化することはできないのであって、通報者及び委員会に対して真摯に向き合う姿勢があったのか、疑問が生じざるを得ないところである。</p> <p>今後、教育委員会事務局において、このように通報から調査結果まで長期間のやり取りが続くのであれば、教育委員会事務局コンプライアンス責任者に対しては、内部通報があった際に迅速に事実確認できる方法及び組織制度のあり方について、検討を求めたい。</p> <p>(5) 最後に</p> <p>今後、A副校長には、公務員及び教職員という立場を強く自覚して関係法令等を遵守し、勤務時間中及び学校敷地内での喫煙を決して行わないこと、B前校長及びC校長には本事案のみならず学校に勤務する職員の喫煙に関して適切に指導監督を行うこと、Y学校教育事務所をはじめ教育委員会事務局には今後も内部通報があった場合は迅速かつ的確に対応し学校のガバナンスを強化していくことを強く求め、調査を終了する。</p>
本市の対応	<p>A副校長に対して校内喫煙は違法行為であることを伝えて今後は行わないよう指導とともに、教育長厳重注意の措置を実施した。</p> <p>管理監督者責任者として、B前校長、C校長に対して所長説諭を実施した。</p>